

総合口座取引規定

1 (総合口座取引)

- (1) 次の各号の取引は、三井住友信託の総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 自動継続自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（M型）、自動継続自由金利型定期預金、自由金利型定期預金、自動継続新型定期預金（固定型）、新型定期預金（固定型）、自動継続新型定期預金（変動型）、新型定期預金（変動型）、自動継続長期金利連動型変動金利定期預金、長期金利連動型変動金利定期預金、自動継続変動金利型定期預金（標準型）および変動金利型定期預金（標準型）（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 国債等公共債（以下「国債等」といいます。）保護預りおよび振替決済口座への受入れ
 - ④ 第2号の定期預金、第3号の国債等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については単独で利用することもできます。
- (3) 第1項各号に掲げる取引については、この規定の定めによるほか、当社のそれぞれの取引の約款・規定等により取扱います。
- (4) この取引においては、第1項第3号の取引を複数の種類の通帳に分けて取扱います。この規定の各条項における「通帳」はこれらの通帳を含むものとします。
- (5) 総合口座は、原則として未成年のお客さまはご利用いただけません。

2 (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、通帳記載の取引店（以下「取引店」といいます。）のほか当社の国内本支店でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 定期預金の預入金は当社所定の金額以上とし、これらの預け入れ、解約または書替継続は取引店のほか当社の国内本支店でも取扱います。
- (3) 国債等の預入れ、引出し、振替えまたは保護預り・振替決済口座への受入れの解約等は取引店のみで取扱います。

3 (定期預金等の申込み)

定期預金を申込みときは、定期預金申込書を通帳とともに提出してください。

4 (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻し、定期預金の解約金等または預金証書の発行等を請求するときは、当社所定の請求書等に届出の印章により記名押印して、この通帳（通帳が複数冊にわたる場合は、取引を行う普通預金、定期預金または国債等の記載された通帳のすべて）とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5 (定期預金の満期取扱い)

- (1) 定期預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はこの取引の普通預金に入金するものとします。ただし、当該定期預金の規定に別段の定めがあるときは、当該規定に従います。
- (2) 自動継続扱いの定期預金は、第8条第1項第1号の規定により質権の対象となっていることで、当該定期預金の規定により自動継続を行わないとされている場合でも当該規定の別段の定めによるものとして、自動継続を行うものとし、満期日に前回と同一の種類・期間の定期預金に自動的に継続します。継続された定期預金についても同様とします。

ただし、当該規定に基づき質権の設定以外の事由により自動継続を行わない旨の定めがあるときは、当該定めに従うものとします。

- (3) 自動継続を停止するときは、満期日（継続したときは継続後の満期日）までにその旨を取引店に申出てください。
- (4) 自動継続を停止した定期預金については、当該定期預金の規定により、満期日以後かつ解約可能となった後の解約の申し出があった日に支払います。

6 (普通預金利息の支払)

普通預金の利息は、毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日に、普通預金に組入れます。

7 (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当社はこの取引の定期預金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の第1号と第2号の金額の合計額とします。
 - ① この取引のうち、定期預金についてはその合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または500万円のうちいずれか少ない金額。
 - ② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%（1,000円未満は切捨てます。）と割引国債についてはその額面合計額の60%（1,000円未満は切捨てます。）との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。
- (3) 前項第2号の割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、当社は変更日および変更後の割合を店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額を越えることとなるときは、当社からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または新極度額をこえる金額を支払ってください。
- (4) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8 (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金には、556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
 - ② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2号の金額を担保とするに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等は担保としてその引渡しを受けます。
 - A. 割引国債を担保とする場合 335万円
 - B. 利付国債を担保とする場合 250万円
 - C. 政府保証債を担保とする場合 250万円
 - D. 地方債を担保とする場合 250万円
- (2) この取引に定期預金または国債等があるときは、第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次の各号により取扱います。
 - ① 定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

- ③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。
- A. 割引国債
 - B. 利付国債
 - C. 政府保証債
 - D. 地方債

(3)

- ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約、(仮) 差押または証書の発行（以下「解約等」といいます。）があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、その解約等の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

ただし、(仮) 差押の対象が定期預金の一部となる場合には、当該定期預金全額を除外するものとします。

- ② 貸越金の担保となっている国債等について引出し、振替え、買取り、償還または(仮) 差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引出し、振替え、買取り、償還または(仮) 差押にかかる国債等の全額を控除することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

ただし、(仮) 差押の対象が国債等の一部となる場合には、当該国債等全額を除外するものとします。

- ③ 前各号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。
- ④ 当社は、(仮) 差押えの対象となった定期預金または国債等を、(仮) 差押の管理を目的として、総合口座通帳とは別に管理することができるものとします。

9 (貸越金利息等)

(1)

- ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日に1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。

A. 定期預金を貸越金の担保とする場合契約ごとにその適用利率に年0.5%を加えた利率

B. 国債等を貸越金の担保とする場合店頭揭示の貸越利率

- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当社からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

- ③ この取引による定期預金の全額の解約等、国債等の全部の引出し、振替え、買取りまたは償還により、定期預金、国債等のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。なお、定期預金の一部について解約等、国債等の一部について引出し、振替え、買取りまたは償還があった場合でも、貸越元利金の額が残存する定期預金、国債等の金額にそれぞれ第7条第2項第1号および第2号で定める割合を乗じた額を上回る場合は同様とします。

- (2) 貸越利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当社が定めた日からとします。

- (3) 国債等の口座管理手数料は、担保差入れ後も引続き支払ってください。

- (4) 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とします。

10 (国債等の償還金等の受入れ)

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定にかかわらず、当社がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

11 (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- (3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の支払い、解約あるいは、預金証書の発行または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) 通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。
- (6) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12 (印鑑照合等)

この取引において支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

13 (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 貸越金の担保となっている定期預金、国債等について、(仮)差押の命令、通知が発送されたとき
 - ③ 相続の開始があったとき
 - ④ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14 (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店のほか当社国内本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金または国債等の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に預金証書または通帳を発行し、国債等の残高があるときは別途に債券保護預り通帳(兼振替決済口座通帳)を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

15 (差引計算等)

- (1) この取引による当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社は次のとおり取扱うことができます。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも預金と貸越元利金等とを相殺できるものと

します。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を解約し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。弁済にあてる場合の定期預金の解約にあたっては、約定利率を適用するものとし、解約する定期預金の一部解約可能な場合は貸越元利金と同額の定期預金元金を解約するものとします。また、解約金がこの取引による債務を上回る場合は、その上回る金額についてこの取引の普通預金に入金するものとします。入金後の普通預金の残高が10,000円以上となった場合（一部解約の場合を除きます。）は、その全額で、解約された定期預金の満期日（以下「当初満期日」といいます。）を満期日とする当社所定の定期預金を作成するものとします。この場合、通帳、払戻請求書等によらず手続きするものとします。（ただし、当初満期日までの期間が1か月に満たない場合を除きます。）

- ② この取引の国債等（個人向け国債を除きます。）については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を貸越元利金等の弁済にあてることができるものとします。
- ③ 前号によるほか、事前に通知の上、一般に適当と認められる時期、価額等によって貸越元利金等の全部または一部の弁済に代えて、この国債等（個人向け国債を除きます。）を取得することもできるものとします。
- ④ この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく、中途換金請求があったものとして取扱い、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるものとします。
- ⑤ 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、収益金、預金利息、貸越金の利息・損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとします。

16（譲渡、質入れの禁止）

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。ただし、振替決済口座に受入れる国債等については、この限りではありません。
- (2) 前項本文の場合において、当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾するときは、当社所定の書式により行います。

17（保険事故発生時における預金者等からの相殺）

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（委託者及び受益者全員の同意がなく、かつ元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下本条について同じです。）と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、定期預金は元利金について、当該債務とその対当額で相殺することができます。なお、定期預金が第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続、計算方法等については、定期預金の各預金規定の定めにより取扱います。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

18（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（2022年4月1日現在）